

## 第10 成立要件

住民投票の成立要件として、投票資格者の一定数以上の投票率を定めている自治体がある。これは、住民投票を実施しても一定の投票率に達しない場合、十分な民意を反映していないおそれがあることが、その理由とされている。

この項目では、成立要件を設けることの要否、設けた場合の要件等について検討する。

### 検討内容

- 1 成立要件を設けるとする考え方
- 2 成立要件を設けないとする考え方

### 論点整理

- 1 成立要件を設けるとする考え方
  - 投票結果については尊重義務が課されており、住民投票が成立するための基準を設ける必要がある。投票者数が少ない投票結果に尊重義務を課することは、適切ではない。
  - 住民投票は、直接住民の意思を確認し、その総意を市政に反映するための制度である。投票率が低い場合は、特定の団体等の考えのみに偏った投票結果が総意とみなされるおそれがある。
  - 一定数以上の投票による成立要件の設定は、投票結果に信頼性を持たせることができる。
- (1) 成立要件を設けるとした場合の成立要件
  - 成立要件については、一定の投票率（投票者数／投票資格者総数）以上とする方法が一般的である。この場合、投票資格者総数の4分の1から2分の1程度の投票率で規定することが考えられる。成立要件を設けている自治体では、投票資格者総数の2分の1以上としている例が多い。
  - 成立要件を検討する場合には、特定の団体が自らの主張を成就するために住民投票を成立させない方が望ましいと判断し、ボイコット運動を展開するおそれがあること等を踏まえ、投票率を設定する必要がある。
- (2) 不成立の場合における結果の公表
  - 成立要件を設けるとした場合、不成立であっても投票結果を公表することは、その取扱いを巡り、混乱を生じる懸念がある。他方、投票したにもかかわらず投票結果が公表されないことは、知る権利を制約し、かつ、住民投票に対する期待感を喪失させるおそれがあるとも考えられる。
- 不成立の場合にも投票結果を公表することにより、一定のボイコット運動の抑止効果が

期待できる。

- 不成立であるため尊重義務は生じないが、投票結果を公表することにより、判断に影響を及ぼすおそれがある。
- 結果を公表しない場合、一定の経費の節減が期待できる。
- 投票結果が示されないことにより、住民投票に対する期待感が喪失するおそれがある。
- 住民投票の実施には相当額の費用が発生しており、開票することが望ましい。
- 知る権利を保障するため、市民に対して情報を公開する必要がある。
- 不成立の場合には、位置付けを明確にした上で、投票結果が公表されることが望ましい。

※ 不成立の場合には、開票を行わないこととしている例が多い。開票を行わないということは結果を公表しないことと同じであると考えられるが、開票は行うが結果を公表しないという方法も考えられる。

また、不成立の場合においても、開票を行うこととしている例もある。

## 2 成立要件を設けないとする考え方

川崎市、大和市、岸和田市は、いずれも成立要件を設けていない。

- 議会や市長は、諮問型住民投票の結果に法的に拘束されないため、成立要件を設ける必要性は低い。
- 住民投票は、投票率や賛成・反対の割合など、様々な結果を踏まえて尊重義務が果たされるため、成立要件は不要である。
- 投票率に関わらず、投票結果は明らかにすべきである。
- 高い成立要件を設けることは、住民投票の不成立を目的としたボイコット運動が行われるおそれがあり、住民投票に対する期待感を失わせることとなる。これを回避するために、成立要件を設けない方がよい。

### 参考資料

- 10-1 苫小牧市の選挙投票率（平成15年～）
- 10-2 年齢別人口（平成24年10月31日現在）
- 10-3 住民投票の成立要件等についての他市町村規定例

苫小牧市の選挙投票率（平成15年～）

参考資料10-1

選挙名	選挙期日	当日有権者数	投票者数	投票率 (苫小牧市)	有効投票数	法定得票数 (国政選挙1/6) (地方選挙1/4)	供託物没収点 (1/10)
北海道知事選挙 (第15回統一地方選挙)	平成15年4月13日	134,852	82,187	60.95%	79,982	—	—
北海道議会議員選挙 (第15回統一地方選挙)	平成15年4月13日	134,852	82,084	60.87%	81,030	6,752.500	2,701.000
苫小牧市長選挙 (第15回統一地方選挙)	平成15年4月27日	134,708	87,783	65.17%	86,182	21,545.500	8,618.200
苫小牧市議会議員選挙 (第15回統一地方選挙)	平成15年4月27日	134,708	87,789	65.17%	86,566	676.296	270.518
参議院選挙区選出議員選挙 (第20回参議院議員通常選挙)	平成16年7月11日	138,209	82,343	59.58%	80,331	—	—
参議院比例代表選出議員選挙 (第20回参議院議員通常選挙)	平成16年7月11日	138,239	82,347	59.57%	79,711	—	—
衆議院小選挙区選出議員選挙 (第44回衆議院議員総選挙)	平成17年9月11日	139,500	99,732	71.49%	98,890	—	—
衆議院比例代表選出議員選挙 (第44回衆議院議員総選挙)	平成17年9月11日	139,526	99,730	71.48%	97,942	—	—
第20回最高裁判所裁判官国民審査	平成17年9月11日	139,500	97,406	69.83%	97,325	—	—
第15回苫小牧市長選挙	平成18年7月9日	137,769	81,786	59.36%	80,461	20,115.250	8,046.100
北海道知事選挙 (第16回統一地方選挙)	平成19年4月8日	138,224	82,011	59.33%	81,521	—	—
北海道議会議員選挙 (第16回統一地方選挙)	平成19年4月8日	138,190	81,798	59.19%	80,622	6,718.500	2,687.400
苫小牧市議会議員選挙 (第16回統一地方選挙)	平成19年4月22日	137,911	80,442	58.33%	79,651	663.758	265.503

選挙名	選挙期日	当日有権者数	投票者数	投票率 (苫小牧市)	有効投票数	法定得票数 (国政選挙1/6) (地方選挙1/4)	供託物没収点 (1/10)
参議院選挙区選出議員選挙 (第21回参議院議員通常選挙)	平成19年7月29日	141,401	83,386	58.97%	81,672	—	—
参議院比例代表選出議員選挙 (第21回参議院議員通常選挙)	平成19年7月29日	141,401	83,382	58.97%	81,366	—	—
衆議院小選挙区選出議員選挙 (第45回衆議院議員総選挙)	平成21年8月30日	141,502	101,867	71.99%	100,335	—	—
衆議院比例代表選出議員選挙 (第45回衆議院議員総選挙)	平成21年8月30日	141,502	101,855	71.98%	100,061	—	—
第21回最高裁判所裁判官国民審査	平成21年8月30日	141,469	99,000	69.98%	94,647	—	—
第16回苫小牧市長選挙	平成22年6月27日	139,719	76,211	54.55%	75,356	18,839.000	7,535.600
参議院選挙区選出議員選挙 (第22回参議院議員通常選挙)	平成22年7月11日	141,796	80,698	56.91%	78,700	—	—
参議院比例代表選出議員選挙 (第22回参議院議員通常選挙)	平成22年7月11日	141,796	80,698	56.91%	78,786	—	—
北海道知事選挙 (第17回統一地方選挙)	平成23年4月10日	140,153	79,483	56.71%	78,629	—	—
北海道議会議員選挙 (第17回統一地方選挙)	平成23年4月10日	140,109	79,263	56.57%	77,596	6,466.333	2,586.533
苫小牧市議会議員選挙 (第17回統一地方選挙)	平成23年4月24日	139,774	73,533	52.61%	72,647	605.391	242.156

※ 法定得票数及び供託物没収点については、選挙区が苫小牧市と同一の場合について掲載している。

年 齢 別 人 口

平成24年10月31日

年齢	男		女		計	年齢	男		女		計	年齢	男		女		計
	男	女	男	女			男	女	男	女			男	女			
0~4	3,847	3,755	7,602	5,962	12,183	80~84	2,183	3,445	5,628				2,183	3,445	5,628		
0	793	699	1,492	1,302	2,761	80	558	785	1,343				558	785	1,343		
1	751	739	1,490	1,232	2,532	81	455	752	1,207				455	752	1,207		
2	761	793	1,554	1,187	2,384	82	414	667	1,081				414	667	1,081		
3	795	755	1,550	1,117	2,255	83	404	627	1,031				404	627	1,031		
4	747	769	1,516	1,124	2,251	84	352	614	966				352	614	966		
5~9	3,981	3,772	7,753	5,462	10,877	85~89	1,052	2,121	3,173				1,052	2,121	3,173		
5	807	747	1,554	1,216	2,406	85	318	539	857				318	539	857		
6	799	721	1,520	940	1,817	86	228	461	689				228	461	689		
7	756	752	1,508	1,154	2,323	87	209	421	630				209	421	630		
8	842	744	1,586	1,056	2,160	88	171	363	534				171	363	534		
9	777	808	1,585	1,096	2,171	89	126	337	463				126	337	463		
10~14	4,116	3,926	8,042	5,371	10,552	90~94	284	972	1,256				284	972	1,256		
10	819	814	1,633	1,057	2,092	90	89	289	378				89	289	378		
11	857	775	1,632	1,011	2,046	91	75	231	306				75	231	306		
12	806	774	1,580	1,069	2,139	92	52	227	279				52	227	279		
13	779	779	1,558	1,117	2,164	93	36	127	163				36	127	163		
14	855	784	1,639	1,093	2,111	94	32	98	130				32	98	130		
15~19	4,161	4,008	8,169	6,212	12,378	95~99	59	246	305				59	246	305		
15	829	771	1,600	1,143	2,185	95	19	93	112				19	93	112		
16	833	803	1,636	1,172	2,368	96	16	61	77				16	61	77		
17	815	850	1,665	1,224	2,441	97	6	32	38				6	32	38		
18	857	844	1,701	1,277	2,553	98	10	33	43				10	33	43		
19	827	740	1,567	1,396	2,831	99	8	27	35				8	27	35		
20~24	4,216	4,041	8,257	8,180	15,698	100~104	7	42	49				7	42	49		
20	794	771	1,565	1,560	3,027	100	3	17	20				3	17	20		
21	806	786	1,592	1,539	3,050	101	2	14	16				2	14	16		
22	813	814	1,627	1,690	3,211	102	1	5	6				1	5	6		
23	849	791	1,640	1,739	3,335	103	1	3	4				1	3	4		
24	954	879	1,833	1,652	3,075	104	0	3	3				0	3	3		
25~29	5,081	4,647	9,728	5,796	11,215	105~	0	1	1				0	1	1		
25	931	895	1,826	1,441	2,784	105	0	0	0				0	0	0		
26	962	879	1,841	1,090	2,138	106	0	0	0				0	0	0		
27	989	929	1,918	1,001	1,928	107	0	1	1				0	1	1		
28	1,046	943	1,989	1,121	2,193	108	0	0	0				0	0	0		
29	1,153	1,001	2,154	1,143	2,172	109	0	0	0				0	0	0		
30~34	5,634	5,395	11,029	5,137	9,486	合計	85,085	89,336	174,421				85,085	89,336	174,421		
30	1,048	995	2,043	1,113	2,064	(再掲)											
31	1,122	981	2,103	1,077	2,020	15歳未満	11,944	11,453	23,397				11,944	11,453	23,397		
32	1,161	1,068	2,229	1,064	1,930	15~64歳	56,473	55,827	112,300				56,473	55,827	112,300		
33	1,167	1,134	2,301	937	1,737	65歳以上	16,668	22,056	38,724				16,668	22,056	38,724		
34	1,136	1,217	2,353	946	1,735	<割合(%)>											
35~39	6,880	6,549	13,429	4,296	7,611	15歳未満	14,04	12,82	13,41				14,04	12,82	13,41		
35	1,268	1,217	2,485	929	1,724	15~64歳	66,37	62,49	64,38				66,37	62,49	64,38		
36	1,307	1,288	2,595	938	1,620	65歳以上	19,59	24,69	22,20				19,59	24,69	22,20		
37	1,364	1,308	2,672	836	1,498	平均年齢	42,98	45,88	44,47				42,98	45,88	44,47		
38	1,488	1,328	2,816	793	1,412												
39	1,453	1,408	2,861	800	1,357												

(苫小牧市総合政策部政策推進室政策推進課)

※公表データについては公開時点の暫定値であり、今後修正の可能性があります。

## 住民投票の成立要件等についての他市町村規定例

## ○ 広島市住民投票条例（平成15年条例第2号）（抄）

（住民投票の成立要件等）

第12条 住民投票は、1の事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

2 住民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとする。

## ○ 我孫子市市民投票条例（平成16年条例第9号）（抄）

（投票結果の尊重）

第14条 市民投票において、一の事案について投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の3分の1以上に達したときは、市長、市議会及び市民は、市民投票の投票結果を尊重しなければならない。

## ○ 上越市市民投票条例（平成21年条例第5号）（抄）

（市民投票の成立要件等）

第12条 市民投票は、一の市民投票に付された事項について投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者の総数の2分の1を満たしたときに成立する。

2 選挙管理委員会は、市民投票が成立しない場合にあっても、市民投票の開票を行わなければならない。

（開票結果の告示及び通知）

第13条 選挙管理委員会は、開票を行ったときは、直ちにその結果を告示するとともに、市長に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による通知があったときは、当該市民投票に係る請求代表者及び市議会の議長にこれを通知しなければならない。

○ 上越市市民投票条例逐条解説書 第12条、第13条関係（抜粋）

（第12条関係）

【趣旨】

- この条は、投票結果の信頼性と尊重義務を担保するため、投票の成立要件等を規定するものである。

【解釈・運用】

（第1項）

- この項は、市民投票を実施するに当たって、一つの事項について投票した者の総数が投票資格者数の2分の1以上になった場合に成立することを定めたものである。なお、「満たした」とは「以上」という意味である。
- 成立要件を設定したのは、市民投票制度は、アンケートとは違い、政策等の方向性を決めるものであり、投票結果について信頼性を確保するために一定の基準が必要であることによるものである。
- 成立要件を「投票資格者の総数の2分の1」と設定したのは、投票資格者の少なくとも半数以上が投票に参加したということをもって、投票に参加していない市民に対しても投票結果に信頼性を持たせることを意図したものである。

（第2項）

- この項は、開票事務を実施する選挙管理委員会に対して、投票率が2分の1に達したか否かにかかわらず、市民投票の開票を行うことを義務付けたものである。
- 開票を義務付けたのは、投票率2分の1未満であった場合であっても、投票結果について市長の説明責任及び情報公開を全うする必要があるからである。

（第13条関係）

【趣旨】

- この条は、市民投票の結果等の告示と通知の手續について規定するものである。

【解釈・運用】

（第1項）

- この項は、選挙管理委員会が、市民投票の投票後に開票したときに、直ちに告示し、市長に通知することを義務付けたものである。
- 「その結果」とは、開票した内容（投票率、投票の成立・不成立、賛成票・反対票の票数及び比率等）をいう。

（第2項）

- この項は、市長に対して、選挙管理委員会から開票結果について通知があった場合、請求代表者及び市議会の議長に通知することを義務付けたものである。